

令和4年9月9日
自動車局
審査・リコール課

型式指定に係る不正事案の防止に向けた自動車メーカーに対する 監査の強化等について

日野自動車における一連の型式指定に係る不正事案を踏まえ、同種的不正事案を防止するため、国土交通省における自動車メーカーに対する監査の強化等を実施します。

● 国土交通省における監査の強化等について

日野自動車における一連の型式指定に係る不正事案を踏まえ、同種的不正事案が二度と発生しないようにするため、今後、国土交通省自動車局及び試験機関（（独）自動車技術総合機構）は、以下のような監査の強化等を実施します。

① 排出ガスの長距離耐久試験に係る監査等の強化

- ・ 監査時に、測定記録や試験条件に係る記録を詳細に確認する 等

② 燃費性能試験に係る監査等の強化

- ・ 令和7年から燃費に係る生産時抜取試験の実施が義務化されるため、監査においてその実施状況及び試験データを確認する 等

③ 虚偽報告の再発防止策の強化

- ・ 不正行為の有無等の報告を徴収する際に、社内調査は第三者性を担保の上実施するよう指導するとともに、社内調査の実施体制及び調査方法を含めて報告を求め確認する 等

④ プロセス監査等を通じた指導の強化

- ・ 自動車メーカーに対して、日野自動車の一連の不正事案を踏まえ、同社に対して行った是正命令に関わるような社内の問題点について、指導文書やプロセス監査等を通じて確認・指導していく 等

なお、監査等の手法については、引き続き経験・知見を蓄積しながら、不断の見直しを行っていきます。

(添付資料)

別紙1：型式指定に係る不正事案の防止に向けた国土交通省における自動車メーカーに対する監査の強化等について（概要）

別紙2：型式指定に係る不正事案の防止に向けた国土交通省における自動車メーカーに対する監査の強化等について

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則、衣本

代表：03-5253-8111（内線 42301、42302）

直通：03-5253-8595 F A X：03-5253-1640